

議案第47号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p>(36) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額</p> <p>ア 複写機による複写(単色) 用紙(<u>日本工業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 10円</p> <p>イ 複写機による複写(多色) 用紙(<u>日本工業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 50円</p> <p>ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写(単色, 多色を問わない。)によってするとしたならば, 出力される用紙(<u>日本工業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 10円</p> <p>(37) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) (略)</p> <p>(36) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額</p> <p>ア 複写機による複写(単色) 用紙(<u>日本産業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 10円</p> <p>イ 複写機による複写(多色) 用紙(<u>日本産業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 50円</p> <p>ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写(単色, 多色を問わない。)によってするとしたならば, 出力される用紙(<u>日本産業規格A3</u>以下に限る。)1枚につき 10円</p> <p>(37) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>